

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する 給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の申請について

掲題について、「給付奨学金家計急変採用」及び「貸与奨学金緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）」の申請希望者は学生支援課へ申し出てください。

【申請の対象となる災害】

- ・令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害
- ・令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪にかかる災害
- ・流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害
- ・令和7年2月4日からの大雪にかかる災害
- ・令和6年12月28日からの大雪にかかる災害
- ・令和6年11月8日からの大雨にかかる災害
- ・低気圧と前線による大雨に伴う災害
- ・令和6年台風第10号に伴う災害
- ・令和6年7月25日からの大雨による災害
- ・令和6年7月9日からの大雨による災害
- ・令和6年1月23日からの大雪等による災害
- ・令和6年能登半島地震にかかる災害

【対象者】 災害救助法の適用地域の世帯の学生

適用地域詳細は、日本学生支援機構ホームページよりご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※右記 QR コードを読み込むと、該当ページを閲覧できます。



以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の被害にあった世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

【問合せ先】

学生支援課（東山キャンパスマップ D3⑥）日本学生支援機構奨学金担当

窓口受付時間 平日/9:00～17:00

メールでの問合せ先 shien-jasso@t.mail.nagoya-u.ac.jp

※給付奨学金（家計急変採用）は、学部生のみが対象です。